

児童のみでの登降室及び保護者代理による送迎に係る申請書

申請の前に以下の事項を必ず確認してください

児童のみでの登降室及び保護者代理による送迎は、各小学校の登下校のルールによって学年等に制限が生じます。加えて、保護者の責任のもとでの申請となりますので、申請前にご家庭で「交通ルール」や「公共のマナー」を守るよう、お子様と十分に話し合ってください。また、児童クラブでは加入している傷害保険の補償内容以外の補償（地域の方とのトラブル等）は一切いたしかねますのでご了承ください。

【児童クラブで加入している傷害保険について】

児童がけがをしてしまった際の通院（入院）に対して全額ではなく日額での補償（通院日額1,500円、入院日額4,000円）となります。また、補償の範囲は「保育（団体活動）中」と「児童クラブと自宅との通常の経路往復中（※）」のみとなります。（※「案内図」で示された経路で、遠回りや立ち寄りのない合理的な経路往復中）

児童のみでの登降室及び保護者代理による送迎は事前に必ず以下の詳細を児童クラブへご連絡ください。事前にご連絡がない場合や内容に不備がある場合は、児童のみでの登降室及び保護者代理による送迎はできませんのでご注意ください。

- * 児童のみでの登室 詳細：「日付・曜日」「自宅出発時刻」「児童クラブ到着予定時刻」
- * 児童のみでの降室および降室班利用 『定例欠席・早退届』の提出
- * 保護者代理による送迎 詳細：「日付・曜日」「送迎時刻」「保護者代理の氏名・電話番号」「本人との関係」

児童クラブにおける保育の中で職員は対応しますので、個別での対応は補助的な声掛けに限られます。つきましては、「お子様自身で登降室時間を把握」「登降室時間に合わせてお子様自身で支度」「寄り道をせず決められた経路（「案内図」で示された経路）での登降室」ができるようになった上で申請してください。

近隣での不審者情報や事件発生、雨風や降雪、道路の凍結を含んだ悪天候等により児童のみでの登降室の安全確保が難しいと児童クラブが判断した場合は、保護者による送迎に変更となりますのでご了承ください。お迎えは18時30分まで、または延長保育料を頂戴した上で19時00分までをお願いします。

上記の事項が遵守されていない、遵守が難しいと児童クラブが判断した場合は、申請を受理いたしかねますのでご了承ください。

上記の事項を承諾・遵守の上で申請します

申請日： 年 月 日（ ）

児童氏名： _____ 住所： _____

保護者署名： _____

◎入室申請の際にご提出された「案内図」に、自宅から児童クラブまでの経路が分かるよう道順が書き示されていない場合は、裏面の案内図もご記入の上で児童クラブへご提出ください。

案内図

今年度の入室申請の際にご提出済みの場合は不要です

自宅から児童クラブまでの経路が分かるよう、道順を赤線で書き示してください